

2.7 路上駐車対策

ここでは、路上駐車対策についての事例を紹介する。

	施 策	主体または場所・地区
ハ ー ド 対 策	駐停車禁止区域の明示	東京都、警視庁
	張り出し式バス停の整備	大阪府大阪市、愛知県名古屋市
	時間制限駐車区間の設置	全国各地
ソ フ ト 対 策	路上駐車防止の啓発活動・違法駐車車両の通報	東京都
	駐車抑止テレビシステムの設置	東京都
	違法駐車防止条例に基づく違法駐車防止重点地区・路線の指定	違法駐車防止条例を制定している地方公共団体等
	違法駐車防止キャンペーンの実施	違法駐車防止条例を制定している地方公共団体等
	違法駐車排除による歩行空間の確保	埼玉県さいたま市
	武蔵野市におけるパーク&バスライド	武蔵野市
	めいわく駐車追放パトロールの実施	大阪府大阪市

施策	
施策名称	開始年
駐停車禁止区域の明示	平成 14 年
施策概要	
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">[駐停車禁止区間におけるカラー舗装]</p> <p>交差点付近は駐停車禁止区間を 5m から原則 30m に延長し（公安委員会）駐停車禁止区域の路面にカラー舗装を施す（道路管理者）ことにより、ドライバーの注意を喚起し、違法駐車を抑止する（スムーズ東京 21 にて実施）</p>	
主体	場所または地区
東京都、警視庁	スムーズ東京 21 および拡大作戦対象地区

施策

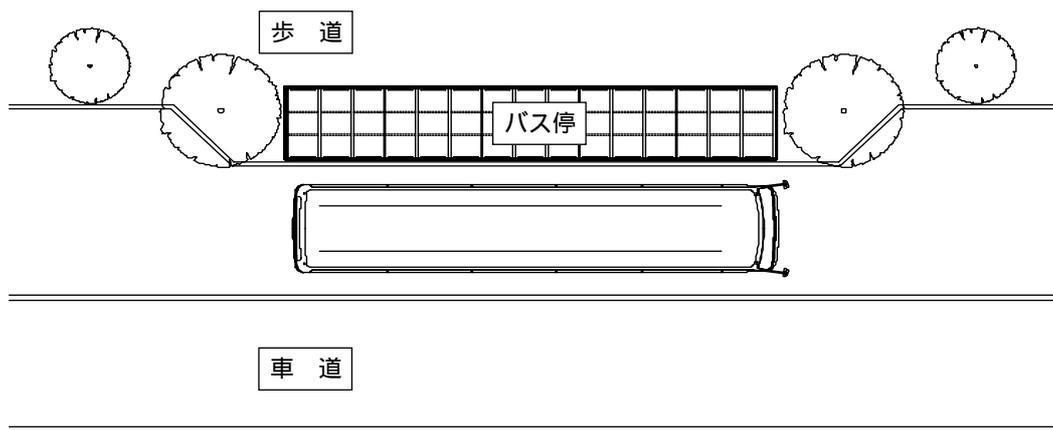
施策名称	開始年
-------------	------------

張り出し式バス停の整備	昭和 63 年
-------------	---------

施策概要



[大正通（大阪市）における張り出し式バス停]



[張り出し式バス停 - 平面図]

張り出し式（テラス型）バス停は、バスの停留部分を車道側に張り出させることにより、ドライバーの注意を喚起し、バス停付近への駐停車車両の排除を目指すもので、駐停車車両の多いバス停で効果があるとされている。

期待される効果は、「バス停への寄り付きおよび車線復帰が容易となることによるバスの走行性の向上」、「バスの乗降がしやすくなる」および「路上でのバス乗降機会の減少による歩行者安全性の確保」等。

その他実施事例	場所または地区
----------------	----------------

愛知県名古屋市・東郊線	大阪府大阪市、愛知県名古屋市
-------------	----------------

施策

施策名称	開始年
-------------	------------

時間制限駐車区間の設置	
-------------	--

施策概要



[時間制限駐車区間の規制内容]

[パーキング・メーター]



[時間制限駐車区間の設置事例]

[パーキング・チケット（発給機）]

道路交通法 49 条に基づく時間制限駐車区間を設置し、概ね 60 分以内程度の比較的短時間の駐車需要を秩序化する。

時間制限駐車区間における適正駐車を図るため、「パーキング・メーター」「パーキング・チケット」が設置される。

主体	場所または地区
都道府県警察	全国各地

施策	
施策名称	開始年
路上駐車防止の啓発活動・違法駐車車両の通報	
施策概要	



[所轄警察署員と交通指導員合同の指導啓発活動]



[平成 16 年度からは女性指導員も加入]

- 中央区における啓発活動の事例 -

迷惑駐車防止条例に基づき、迷惑駐車防止重点地域における啓発指導員による駐車場の案内、駐車車両への啓発チラシ・警告ステッカーの配布、所轄警察への通報等を実施。

主体	場所または地区
迷惑駐車防止条例制定自治体	東京都では 12 区、9 市（平成 16 年 3 月現在）

施策	
施策名称	開始年
駐車抑止テレビシステムの設置	平成 14 年
施策概要	
	
<p>〔 駐車抑止テレビシステム（ITV カメラ）の設置事例 〕</p>	
<p>交差点付近の交通状況を警察署で画像によりモニターし、交差点付近等の駐停車禁止区間に違法駐停車しようとする車両に対して音声により警告し、違法駐車を防止。</p>	
主体	場所または地区
東京都、警視庁	スムーズ東京 21 および拡大作戦対象地区

施策

施策名称	開始年
-------------	------------

違法駐車防止条例に基づく違法駐車防止重点地区・路線の指定	
------------------------------	--

施策概要



[重点地域指定の案内標識 (銀座)]



[違法駐車防止重点路線の指定図 (千代田区)]

地方公共団体は、制定した違法駐車防止条例等に基づき、違法駐車防止重点地区および路線の指定を行うことができる。

重点地区・路線においては、「助言・啓発活動」「警告ステッカー貼付」「勧告実施」「取締り等の要請」等の活動を地域の方々や警察などの関係行政機関とも密接に連携・協力して行う。

平成 16 年度末現在、違法駐車防止条例を制定している地方公共団体は 326 (199 市 12 区 105 町 10 村) である。

主体	場所または地区
違法駐車防止条例を制定している地方公共団体	違法駐車防止条例制定地区

施策

施策名称	開始年
------	-----

違法駐車防止キャンペーンの実施	
-----------------	--

施策概要



[キャンペーン集会]



[パレード]



[自主パトロール]



[違法駐車防止キャンペーンにおける活動事例（江戸川区）]

地元住民や商店会等の地域団体、所轄警察署等が連携し、パレードや街頭での呼びかけ、啓発チラシ等の配布、住民によるパトロール等の活動を実施し、違法駐車防止の機運を高める。

主体	場所または地区
違法駐車防止条例を制定している地方公共団体	違法駐車防止条例を制定している地方公共団体

施策	
施策名称	開始年
違法駐車排除による歩行空間の確保	平成7年9月
施策概要	
<p><実施場所> 氷川参道</p> <p><最寄駅> 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町他 JR 大宮駅</p> <p><特徴> 第1回日本ベストパーキング賞 優秀賞受賞 氷川参道は、貴重な歴史的資源であり、ケヤキを主体とした並木道は都心部の貴重な緑、市民の憩いの場である。 活動以前は違法駐車が多く、歩行者・自転車利用者にとって非常に危険な状況であった。協議会の活動により違法駐車をなくし、安全な参道にしたことは高く評価された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初、地元有志10人により事態打開の活動を開始、行政にも働きかけを行った。(市によれば住民からの発意による協議会は初めてであったとのこと) ・協議会では、歩行空間の整備の検討やワークショップの開催を行う等積極的な活動を行い、その結果、2002年、市の事業により参道の一部(約450m)に、歩車道の完全分離のための舗装の実施、駐車排除用の着脱式ボラードの設置等が行われた。その事業実施に当っては、協議会の協力を得て、石畳風の歩道、イメージハンプの採用、環境にやさしい部材の使用等種々の工夫がなされた。 ・これらの整備により違法駐車は劇的に減少し(ピーク時50台からほぼ皆無へ)、歩行者や自転車利用者の安全が確保され、参道は、良好な景観を取り戻している。 ・協議会は、以降も活動を継続し、この活動に共感した地域外の方の参加等もあり、現在の会員は約50人と増加している。また、会報を定期的に発行している。 	
  	
[活動範囲図]	[イメージハンプ]
[施工前と施工後の様子]	
主体	場所または地区
氷川の杜うるおいのあるまちづくり推進協議会	埼玉県さいたま市

施策	
施策名称	開始年
武蔵野市におけるパーク&バスライド	平成12年7月
施策概要	
<p><実施場所> JR 吉祥寺駅周辺地区</p> <p><最寄駅> 東京都武蔵野市北町2-19・本町他 JR 吉祥寺駅</p> <p><特徴> 第1回日本ベストパーキング賞 優秀賞受賞 地元商店街が中心となり、2つの異質な活動を実施し、市の協力も引き出している。駅周辺の渋滞解消・路上駐車削減を実施し、街の活力を維持している点で高い評価を得た。 中心市街地のモデルケースとなりうる。 [ムーパーク]: 車での来街者に対する活動(パーク&バスライド) ・周辺で車を駐車し、地元のコミュニティーバスであるムーバスを活用し、駅前商店街を往復できるシステムを企画 ・地主と調整の上、少し離れた地区(吉祥寺駅から約2km、バスで約15分)に専用駐車場(ムーパーク59台、現在75台)を市の協力も得て設置。利用者は増加している。 ・買物で駐車サービス券を発行してくれる店舗(大型店8店、商店会276店)と提携。</p>	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>[ムーバス]</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>[ムーパーク]</p> </div> </div>	
主体	場所または地区
吉祥寺活性化協議会・吉祥寺ムーバスアンドパーキング事業運営協議会	武蔵野市

施策	
施策名称	開始年
めいわく駐車追放パトロールの実施	昭和 59 年 4 月
施策概要	
<p><実施場所> 阪急京都線淡路駅周辺地区</p> <p><最寄駅> 大阪府大阪市東淀川区菅原 阪急京都線淡路駅</p> <p><特徴> 第 1 回日本ベストパーキング賞 優秀賞受賞 当委員会は、1984 年から約 20 年間、地域住民（町会から委員選出）が中心になり、PTA と所轄警察署とも連携し、月に 1 回、継続して路上の迷惑駐車追放のパトロールを実施している。 地域に根ざした地道な継続活動が高く評価された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回あたり20名余りが参加し、累計で延べ4000名以上が活動に参加した。1988年からは、違法駐車警告カードを路上駐車に添付し警告するとともに、警告情報を警察がデータ管理し、悪質なものは取締りにつなげるという連携で効果を挙げている。開始当初は、地域内に900台を越える迷惑駐車も、年々減少し、現在では200台余りとなり、粘り強い活動が大きな効果をもたらしている。 ・当該団体では、定例のパトロール以外にも、春秋の交通事故防止運動期間中のパレード実施の他、地域の高齢者のための安全な自転車利用の講習会の実施など、総合的な交通安全への取り組みも実施している。 	
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>[集会室での打合せ]</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>[路上での活動]</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>[警告カードの添付]</p> </div> </div>	
主体	場所または地区
菅原交通安全対策委員会	大阪府大阪市

